

# 竹田市サテライトオフィス誘致支援業務に係る仕様書

## 1. 業務名

令和3年度竹田市サテライトオフィス誘致支援業務

## 2. 目的

本市では、少子化や若者の都市部への流出による人口減少が進む中、多様な就労ニーズに対応できる雇用の場を確保し、若者の地元定住を促進するため、IT関連企業の誘致を重点的に行う必要がある。そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多様で柔軟な働き方が求められ全国的にテレワークが急速に普及している状況を受け、都市部からの人の流れや、地方における魅力ある働く環境を創出するため、国の地方創生テレワーク交付金を活用し、サテライトオフィス等の施設整備等を行い、企業誘致を推進するとともに移住者の定住推進を図る。

本業務は、全国約600自治体が行っているサテライトオフィス誘致事業とは差別化するために、竹田市の地域資源や地域課題を活用し、竹田市の明確な誘致戦略策定を行うとともに、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用し、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済や地元産業の活性化を図ることを目的とする。

## 3. 契約期間

補助金交付決定日から令和4年3月25日（金）まで

## 4. 事業内容

### ①サテライトオフィス誘致研修

サテライトオフィス誘致担当者や関係企業体、地域おこし協力隊等が、サテライトオフィス誘致における具体的手法を理解するために座学を実施すること。サテライトオフィスの概要や誘致に必要なプロセス、コロナ禍で変化する企業ニーズが理解できる基礎知識に加え、実践的な研修となる内容を事業者が提案すること。誘致研修は、オンラインでの実施も可とする。

### ②サテライトオフィス誘致戦略の策定

竹田市の地域資源（地域課題・教育機関など）を洗い出し、その地域資源に関連した誘致すべき企業を選定し、進出した際の「メリット」を明確化する。「誘致戦略計画書」策定の際に、庁内関係者等より幅広く情報を収集すること。

### ③プレゼン資料制作

策定した誘致戦略や誘致に関する情報をイベント出展時や商談時等に企業に届けるためにプレゼン資料（パワーポイント）7ページ程度を制作すること。

### ④地方進出検討企業との面会の場の設定

竹田市と地方進出検討企業が直接又はオンラインにより面談できるイベント等を受託者が開催し、地方進出検討企業に向けてプレゼンと商談ができる場を提供すること。

また、商談企業は合計16社以上設定し、プレゼン聴講企業リストおよび商談企業リストをイベント終了後に提出すること。

⑤東京圏域での企業対応代行の実施

東京にて、竹田市への進出検討企業用の対応デスクを常設し、必要に応じて商談企業フォローや視察前後のミーティング等を実施することで、進出のサポートをすること。

⑥視察対応の支援

企業誘致担当職員が自ら視察対応ができるように視察対応マニュアルを提供すること。作成者は、実際に企業の誘致経験がある者とする。

⑦月1回の定例ミーティングの実施

誘致に係る不明点や懸念点をなくし、効率的な業務遂行と効果的な誘致活動を実施できるように契約月から月1回の定例ミーティングを実施すること。

⑧個別企業訪問・企業紹介

受託者が有するネットワーク等を活用し、地方への進出を検討する企業や誘致戦略計画書で明確化した竹田市のターゲットとなる企業をピックアップし、訪問先となる企業へのアポイント後、企業誘致担当職員と訪問（オンラインも可）を行い、企業誘致担当職員へ企業を紹介すること。なお、企業は5社紹介すること。

## 5. 実施要件

令和3年度末までに以下のKPIをクリアすること。

①サテライトオフィス等を利用する県外企業数を3社以上とする。

②サテライトオフィス、コワーキングスペース等の利用者のうち、県外利用者の割合が5割以上とする。

ただし、別途実施する竹田市サテライトオフィス誘致支援業務（福岡圏域）と連携を図りKPIをクリアすること。

## 6. 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

## 7. 成果物

### (1) 成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに竹田市企画情報課に納品すること。

### (2) 成果物の納品形式

本業務の成果物納品形式は、以下の通りとする。

- ・ 誘致戦略計画書製本（2部）
- ・ プレゼン資料データ（1式）
- ・ 出展イベント等の聴講企業リストデータ（1式）
- ・ 出展イベント等の商談企業リストデータ（1式）
- ・ 視察対応マニュアル（2部）
- ・ 個別企業訪問記録データ（1式）

- ・業務報告書（２部）
- ・上記成果物の電子データ

## 8. その他

- (1) 業務について疑問が生じた場合は、担当者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を、当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (3) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は竹田市に帰属する。
- (4) 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトなどを使用する場合には、あらかじめ竹田市と協議のうえ著作権法に定められた手続きによること。
- (5) 受託者は業務が完了したときは成果物を遅滞なく提出して、竹田市の検査を受けなければならない。

## 9. 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議すること。